

尾張旭市監査公表第14号

令和3年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年3月3日付け2給第149号で教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

教育委員会教育行政課学校給食センター

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
給食配送車の廃棄処分について、物品不用決定伺書の作成がされていない。尾張旭市物品管理規則第18条及び第19条に従い、物品不用決定伺書により不用の決裁を受けた後、物品廃棄決定伺書により物品出納員と協議を行った上で、売却、譲渡又は廃棄する必要がある。	指摘事項につきましては、今後適正に改め、適切な事務処理を行います。